

修繕届記入における注意事項等

道路占用許可申請(法定外公共物占用申請)がされている場合で、占用物件を修繕する場合は、修繕届の提出が必要です。

- ◆提出部数 2部(正副) ※あいち電子申請・届出システムで提出の場合は1部
- ◆提出後、内容確認が完了しましたら1部を返却します。
- ◆あいち電子申請・届出システムで提出し内容が良い場合は、メールにて別途ご連絡します。
- ◆作業時間の原則は、午前9時から午後5時までです。この時間帯以外に作業される場合は、その理由書を添付してください。原則外時間帯作業では、作業箇所近隣の地域住民代表、事業所、施設等の承諾書の添付が必要な場合も有ります。

(1) 添付書類

① 位置図

- ・住宅地図あるいは、豊田市ホームページから「とよたiマップ地図情報サービス」の「道路台帳マップ」を印刷したものに位置表示(丸印等)する。
- ・通行止めが伴う場合は、通行止めの区間(赤色)、迂回路(緑色・青色)を表示した図(凡例)を添付する。

② 平面図：(修繕場所の詳細図)

- ・修繕対象物、修繕区域、作業車両(高所作業車・クレーン車等)の配置等を記載すること。

③ 保安設備図：(歩行や車両通行に影響が出る場合の安全対策図。通行規制する場合に必要)

- ・作業に伴う交通規制の種別、通行制限幅員、機能残幅員、交通誘導員、工事看板、迂回路案内、Aバリカー・カラーコーン、赤色灯など保安設備等の配置状況等を記入。(平面図に記載でも可)

④ 修繕予定場所の写真

- ・修繕箇所の現状写真を1枚以上。

(2) その他

- ① 作業については、届出のとおり実施し、従来の機能に支障を生じないようにしてください。
- ② 作業に起因して構造物又は第三者に損害を与えた場合は、届出者の負担において現状の回復又は賠償してください。

問合せ先：土木管理課 占用・承認担当(直通電話 0565-34-6644)